

令和5年11月

総会議事録

萩市農業委員会

令和5年11月総会
萩市農業委員会総会議事録

11月21日（火）午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第69号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第71号 農用地利用集積計画の決定について
議案第72号 事業計画変更の承認について
議案第73号 農地法第4条第1項第9号の規定による届け出について
議案第74号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第75号 現況確認書の交付について

○出席委員（16名）

3番	長富繁美	2番	中野恵子
5番	品川民雄	4番	原田知美
7番	岡崎弘明	6番	草野隆司
9番	横山喜一郎	8番	金子哲也
11番	矢次利典	10番	鈴川肇
13番	鳥田茂夫	欠席	守永正範
15番	大石博則	欠席	藤田芳昭
17番	松田由美子	16番	原川久美子
19番	片岡兼雄	18番	尾木武夫

○議事録署名委員

7番 岡崎弘明 11番 矢次利典

○議事

事務局長 ただいまから、令和5年11月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員18名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

にお願いします。

会長　　開会のあいさつ

議長　　これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長　　それでは、議事録署名委員は、7番　岡崎委員、11番　矢次委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議長　　議案第69号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局　それでは、第69号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

11月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畠で、面積は62m²です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で農業後継者もおらず、耕作継続が難しいと考えられ売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自宅に隣接しており、家庭菜園として利用したいとのことから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数は0年、農業従事日数は、120日となっております。

営農計画ですが、申請地において、自家消費用の家庭菜園として

露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、農機具は保有しておりませんが、草刈機及びミニ耕運機を購入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第7番 この件につきましては、11月7日、●●●委員、●●●推進委員、事務局3名、そして私の計6名で現地確認をいたしました。内容につきましては、今事務局からの詳しい説明のとおりでございまして、現地の状況はスライドのとおりでございます。荒廃になっていますがこの下に防草シートが張ってあります。これをのけて手を加えれば素人でも畑として十分活用できるということを確認しました。まわりはすべて宅地や道路です。荒らさないように利用していただければ良いと思います。特に問題はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ1.2kmに位置し、着色した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は290m²です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は持ち分3分の1ずつで3名おられ、●●●の●●●さん、●●●の●●●さん、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんやお二人の●●●さんは、市外在住で通作による耕作継続が難しいと考えられ売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自宅から近いことから営農が可能で、家庭菜園として利用したいとのことから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は60年、ご主人が年齢●●●歳で農業経験年数20年、農業従事日数は、ご夫婦ともに120日となっております。

営農計画ですが、申請地において、自家消費用の家庭菜園として柑橘や露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鍬や鎌などを所有され営農されます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第2番 この件につきましては、11月7日に事務局3名、●●●委員、●●●推進委員と私、そして●●●の方の立ち会いのもと、現地を確認いたしました。内容につきましては、先ほどの事務局の説

明のあったとおりでございます。現地を見ましたら、実際にはスライドのとおり、季節野菜を作られたり、柑橘が植えられており、畠として活用されておられました。譲受人の●●●さんは今回3,000m²以上の売買制限が撤廃されたということで、290m²の畠でも所有権移転ができるようになったため、譲り受けることとなりました。譲渡人の3名の方は市外に在住の為、なかなか管理ができないということでこの話が成立したものでございます。実際に●●●さんご夫婦がしっかり家庭菜園を管理されておられますので問題ないものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約1kmに位置し、着色した箇所となります。

申請地は、●●●ほか1筆で、地目は、2筆ともに登記・現況が田で、面積の合計は1,939m²です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は8,924m²です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で体調を崩しが

ちで農業後継者もおらず、耕作継続が難しいと考えられ売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自身の所有する農地から近く、一体的に耕作することができるところから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数は15年、父親が●●●歳で農業経験年数が30年、農業従事日数は、本人及び父親それぞれ120日となっております。

営農計画ですが、申請地において、水稻や露地野菜の栽培を行われるとともに、●●●へ出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、刈払機3台、トラクター1台、チェーンソー1台、軽トラック1台、普通トラック2台、田植機1台、臼引機一式、乾燥機一式を所有され、自宅倉庫で管理されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第2番 同じく11月7日に、事務局3名、●●●委員、●●●推進委員と、私と、●●●家屋調査士事務所の方の立ち合いのもと、現地調査をいたしました。スライドにあるように今まででは、●●●さんが田の管理をされており、今季もこのように稻刈りまでしっかりとされました。ただし、高齢の為、田の管理が難しいということで、引き続き、管理をしてくれる人を探されておられたところ、たまたま●●●さんがこの近くで水稻を作つておられていて、近いため一括管理できるということで、買い取りましょうという話がまとまりまして、●●●さんが水稻中心に管理していこうという話になったようです。●●●さんがしっかりと管理されるとおもいますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

10月10日、●●●地区担当の●●●会長さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約5kmに位置し、着色した箇所となります。

申請地は、●●●ほか1筆で、地目は、2筆ともに登記・現況が田で、面積の合計は2,273m²です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は8,212m²です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外に在住で農業後継者もおらず、耕作継続が難しいと考えられ、売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自ら所有・耕作する農地に近く、一体的な農地管理ができることから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年、農業従事日数は、120日となっております。

営農計画ですが、申請地において、水稻の栽培を行われるとともに、●●●に出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、管理機1台、軽トラック1台を保有し、営農に必要な作業機械を保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件を

すべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(事務局が挙手)

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 第4項につきましては、担当委員さんと現地調査の日程が合わなかつたため、事務局から説明させていただきます。

11月9日、●●●会長、●●●推進委員さんと事務局2名で現地確認いたしました。

申請地は譲受人の●●●さんの田んぼと隣接しており、譲渡人の●●●さんのお父様が亡くなられてから、●●●さんが頼まれて作っており、今後も水稻作を継続されるということですので、営農については問題ないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議長 譲渡人の●●●さんは、以前は勤めておられましたが、現在は退職されておられ、機械一式を持っておられまして、●●●では水稻のよそのお手伝いが出来るのは3人から4人くらいおられます、その中の一人で、非常に熱心にお世話をされているところです。

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月6日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約100mに位置し、着色した箇所となります。

申請地は、●●●ほか1筆で、地目は、2筆ともに登記・現況が田で、面積の合計は968m²です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は1,738m²です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、農業後継者もおらず、耕作継続が難しいと考えられ売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自身の所有する農地から近く、一体的に耕作することができることから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数は70年、奥様が●●●歳で農業経験年数が60年、農業従事日数は、ご夫婦ともに120日となっております。

●●●さんはご高齢ですが、後継者である息子さんがいずれ帰萩されるご予定とのことです。

営農計画ですが、申請地において、自家消費として露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機、草刈機を所有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第9番 11月6日に●●●推進委員、事務局2名、私とで現地確認を行いました。

申請地は●●●と●●●の境に位置した、集落の中央にあり譲受

人の家はすぐその横にあります。農地は家屋に囲まれ耕作はされていませんが、草刈り等行われ管理されており、耕起すればいつでも農地の復活が可能な状態でした。譲受人の●●●さんは、高齢であり、農作業が出来るか心配でこの農地が荒れてしまえばまわりの住宅に大変な迷惑をかける恐れがありますが、後継者の息子さんがおられ、時々帰ってこられ、一緒に農作業をされていて、今後帰郷され耕作されるということで安心をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 後継者もおられるということで安心しました。
それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第6項の説明をお願いします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月13日、●●●・●●●・●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約5kmに位置し、着色した箇所となります。

申請地は、●●●ほか13筆で、地目は、登記・現況ともに田が11筆で、田の面積の合計は13,112m²です。登記・現況ともに畠が3筆で、畠の面積の合計は2,213m²で、全体の合計面積が、15,325m²となります。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は15,325m²です。

権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人はご兄弟が3名おられ、●●●の●●●さん、●●●の●●●さん、●●●の●●●さんです。

ご兄弟である譲渡人、譲受人それぞれに8分の1ずつの持ち分が設定されており、譲渡人3名の持ち分8分の3を次男である譲受人へ贈与するものです。

なお、亡くなられた母親の持ち分8分の4については、相続人である次男の譲受人が相続なされます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さん、●●●さん、●●●さんは、高齢かつ市外在住のため、耕作継続が難しいと考えられ、●●●地区にお住いで、次男である●●●さんへの贈与を検討され、譲渡人及び譲受人の双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数は30年で、農業従事日数は、200日となっております。

営農計画ですが、申請地において、水稻を中心に作付けを行い、休耕地となっている農地は畠地転換で露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈機1台、田植機1台、軽バン1台を保有され、今後必要に応じて機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第18番 会長の方から●●●地区の農業委員の●●●委員が亡くなられたという報告がございました。私の担当地区は、●●●地区でございますが、そういうことで11月13日に●●●地区の現地の確認に伺ったところでございます。

●●●推進委員、私と事務局2名、行政書士の方2名の計6名で現地確認を行いました。現地については、●●●地区の●●●の●●●がございますが、●●●の近くの集落です。この集落にはもう人は住んでおられません。荒れ地がほとんどという状況でございますが、●●●さんは代々、農地を引き継いで管理されておられましたが、面積がかなり広いので十分な管理ができていないところもあ

る状況です。スライド写真のとおり、荒れ地に近いような農地もございます。そういうことですが、贈与して水稻を主体に、家の周りには野菜を植えて、農地を守るという意気込みをお聞きしましたので安心しておるところですが、私の見た感じではいつまでやれるのかと危惧をしておりますが、本人の気持ちを汲んで、是非守っていただきたいということで理解をしたところです。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 今詳しく説明がありました。高齢ということですが、どこもそうですから頑張って欲しいです。

それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは第70号1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員と事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東へ900mの市道沿いに位置する第一種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、周囲を宅地に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記は畠、現況は荒廃、面積は294m²です。申請地と宅地部分の一体利用地を含めた合計面積は579.12m²です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は、●●●の持分1/

2 ●●●さん外 1 名です。

位置ですが、市道●●●線から●●●裏の市道●●●線を北に 70 m 程入ったところの農地となります。

現地の写真ですが、1 枚目が西側から東側を撮った写真で、2 枚目が北西側から南東側を撮った写真です。3 枚目が西側から東側を撮った写真で、併用地がよく分かるように市道の方から撮ってあります。こちらに 3 段積みのブロック塀が途中まであります。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが、●●●の中心地であり、住宅の需要が見込まれる申請地を買い受け、用途地域内で 2 区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うもので

す。

所有者の●●●さんたちが高齢のため耕作が困難になり、管理もできないことから売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側は●●●さん所有の畠がありますが、隣接農地承諾書も添付されており適當と思われます。

なお、北側にも●●●さん所有の畠がありますが、現況宅地で庭になっており、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、西側の市道から幅員 4 m の進入路 79.8 m² を設けて、216.0 m² と 247.8 m² の区画で 2 区画造成する計画です。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、整備する進入路内の側溝から、西側市道内の道路側溝へ放流し、汚水も、西側市道内の公共下水道へ接続させるもので適當です。

なお、進入路と市道の接続部分に、道路柵を設置するため、萩市土木課より道路占用許可が交付されています。

被害防除計画ですが、地ならし程度で整地し、北側及び東側はコンクリートブロック 3 段積みを設置し、南側は既存のコンクリートブロック 3 段積みが途中まであり、残りの部分は現在生垣がありますが、境界確認後、コンクリートブロック 3 段積みを設置するため、土砂の流出等のおそれはなく適當です。

なお、進入路はアスファルト舗装されます。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長　　はい、●●●委員お願いします。

第7番　　この件につきましても、11月7日に●●●委員と●●●推進委員と事務局3名、私の計6名で現地確認をいたしました。転用者は●●●です。内容につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。併用地と併せて荒れた農地ということで、木が生えて隣接農地の間は竹藪になっていて、たいへん荒れていましたので、このままにしておくよりは、後継者もおられないし、農業もできないということで、重機を入れて開発をしていかなければ農地に戻らないような状況ですので、転用の5条にかけられたのは正解ではないかと思います。●●●さんとの関係で、以前もあったのですが、隣接所有者と、赤い線がありますが、ブロック塀の先の垣根になっているところですが、確認に行った時点では隣接所有者との話をまだしていないということでしたので、木が生えているのでそこが境界になるという目安はつくのですが、きちんとした話し合いをして決定した上で申請を出してくださいということでお願いしております。併用地と併せて、2区画の分譲宅地が出来るということで、良いことだと思っております。隣の空いたところ、庭になっているところもいざれは同じようになって、この一帯がきれいになっていくのは良いことではないかと思っております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
事務局、境界確認のことについてはまだされてないわけですか。

事務局　　話し合いによって、境界確認後に境界にブロックを積むということは話がついております。

議長　　それでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第 2 項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第 2 項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

11月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西 1.2 km の市道沿いに位置する第 1 種低層住居専用地域にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内に夏柑畑が点在している地域にある小農地で、農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定される第 3 種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記は畑、現況は転用許可済み地のため荒廃、面積は 264 m²です。

申請地と既存の宅地の一体利用地を含めた合計面積は 528.69 m²です

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、●●●と●●●の間の市道●●●線沿いにある市道と宅地に囲まれた農地になります。

写真ですが、市道側から撮っておりましたが、1枚目は申請地の南側から西側、2枚目が南東側から北西側、3枚目は北東側から南西側と撮った写真です。

申請地は、所有者の●●●さんの父親、●●●さんが、昭和 43 年 9 月 27 日付で農地法第 5 条の許可を受けて、進入路と資材置場を計画されていましたが、諸事情により断念され、そのままにして現在に至っておりましたが、隣接地の宅地及び建物を貸家住宅にするため購入された●●●さんが、この建物から公道に出入りする通路の権利が無いため、貸家住宅の横にあり、貸家住宅への進入路及び駐車場等として便利のよい本申請地を購入したいとの申し入れを受け、売り渡すことになりましたので、転用目的の変更の計画変更承認申請と農地法第 5 条の許可申請を同時に行うものであります。

変更後の転用目的は、貸家住宅用駐車場 4 台分及び駐輪場・進入路・回転場となります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、市道及び宅地に囲まれており隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、駐車場4台分及び回転場、進入路並びに駐輪場を整備する計画です。

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、自然流下で東側市道内の道路側溝に流れるため適当です。

被害防除計画ですが、北・西・南側はコンクリートブロック塀があり、また、造成及び地盤改良を行い全面アスファルト舗装するため、土砂の流出等のおそれなく適当です。

なお、西側の一部は宅地への出入口とするためコンクリートブロック塀は取り除かれます。

また、申請地は、伝統的建造物群保存地区のため、文化財保護課及び教育委員会より現状変更許可書が交付されております。

併せて、教育委員会から、「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事」については、萩城遺跡のため、何か出たら文化財保護課へ連絡という慎重工事の通知が出ています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第2番 この件につきまして、11月7日に事務局3名、●●●委員、●●●推進委員と●●●土地家屋調査士事務所の方の立ち会いのもと、現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。現地は、スライドにあるとおり荒廃しております、●●●の資材置き場としても多少使っておられたということで、大きな石がごろごろありました。この土地の所有者の●●●さんについては、●●●の方の相続ということで所有されたようですが、●●●におられまして管理が難しいとおっしゃられておりました。隣接の向かいの右上にあります家、貸家として買われたようですが、その持ち主の●●●さんが、進入路がないということで、先ほど事務局から説明がありましたように、公衆用道路がありますが、権利がないということですので、何とか進入路を確保したいということで、この土地を購入される話になったようです。実際に広い土地ですので、駐車場が4台、駐輪場や、回転場も整備されるということで、このあたりは●●●で伝統的建造物群保存地区ございまして、荒れたままこのまま残していくかがなものかということにもなりますし、整備された方が地域のためにになりますので、ご審議のほ

ど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それではないようですので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から説明がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、11月30日に契約が満了し、引き続き契約の更新手続きを行うものと、新しい借り手が決まったものを上程するものです。公告は12月1日付となります。

それでは別冊の利用権設定状況(令和5年12月1日)の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

新規設定と更新を合わせた合計欄のうち、一番下の合計の数字を読み上げていきます。

12月1日に設定されるものは、●●●地域を除くすべての地域において、新規設定と更新がございまして、総件数が175件、筆数が335筆、田の合計が438, 919m²、畑の合計が34, 757m²、田と畑を含めた全体の合計面積が473, 676m²となります。

利用権設定の内容につきましては、新規分、そして更新の順番で

次のページ以降に各地域の集積計画の内容を記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第71号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第71号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第72号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案72号第1項について説明いたします。議案は8ページです。

事務局 議案72号第1項について説明いたします。議案は8ページです。
第1項の計画変更は、先ほどの議案第70号第2項で説明しました、●●●付けで農地法第5条の転用許可を受けていました転用計画の変更承認申請に関するものです。

変更内容は、転用目的と事業実施者の変更です。

当初の事業計画者、●●●さん、相続人●●●さんの進入路と資材置場の事業計画に代わって、事業承継者の●●●さんが、目的を貸家住宅用駐車場4台分及び駐輪場・進入路・回転場に変更し、転用計画を達成しようとするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第72号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第73号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第73号第1項について説明いたします。議案は10ページです。

こちらは、農地法第4条の適用除外である農地法施行規則第29条第1号の、2アール未満の農業用施設の農地転用の届出がありましたので、報告いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

10月31日、●●●地区の農地パトロールの日に●●●会長、●●●職務代理者さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

位置ですが、●●●から南西1.2kmに位置する、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地ですが、農用地区域の用途区分の変更農業用施設用地手続きを終了しています。

地番は●●●、地目は田、面積210m²の内48m²です。

現在申請地は県営●●●地区農業競争力強化基盤整備事業を行っており、換地計画の一時利用指定地として仮地番が付与されており、一時利用指定地をそのまま従前地の換地として定め、また、換地計画で非農用地として換地する旨の確約書が萩農林事務所長より出されています。

併せて、土地改良事業計画において、定められた非農用地の用途が農業用倉庫であることを証明する、用途適合証明書も萩農林事務所長より出されています。

届出者は、●●●の●●●の●●●さんで、転用目的は、農機具等の保管をする農業用倉庫を建設するものです。

倉庫は、平家建て、幅8m、奥行き6m、高さ3mから2.7mの面積48m²の片流れ屋根の農業用倉庫1棟です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側は●●●さんの自宅、北側・西側は農道、南側は●●●さん所有の田があり、農道を挟んで北東側には●●●さん所有の田がありますが、隣接農地承諾書が提出されてお

り、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、溜柵を設置し、農業用水路以外の水路に流すため適當です。

被害防除計画ですが、埋立ては40cm埋立て整地するため土砂の流出等のおそれなく適當です。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある農業委員は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第73号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第74号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 議案第74号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。議案書は11ページ、一覧表は12ページです。

本日は、6件の合意解約が提出されておりますが、第1項から第5項までは賃借人がすべて同一のため、一括してご説明いたします。この度の合意解約は、賃借人の●●●さんが今年の春先に左手を負傷され、営農に支障をきたすレベルであったことから、経営規模を縮小されること伴う合意解約となります。

それでは、第1項ですが、●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は1,047m²、賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は所有者が保全管理を行います。

第2項は、●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は514m²、賃貸人は●●●の●●●さんで解約後は所有者が保全管理を行います。

第3項は、●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は1,901m²、賃貸人は●●●の●●●さんで解約後は所有者が保全管理を行います。

第4項は、●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は628m²、賃貸人は●●●の●●●さんで解約後は所有者が保全管理を行いま

す。

第5項は、●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は1,280m²、賃貸人は●●●の●●●さんで解約後は所有者が保全管理を行います。

最後に、第6項ですが、●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は1,083m²です。賃貸人は、●●●の●●●さんで、解約後は別の担い手が耕作されます。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
●●●さんの状況は今後、農業が難しいのですか。

事務局 自分の営農農地については最低限やられるということで、ちょっとずつ利用権を設定された農地については減らしていくということです。どうしても作業的に重作業ができないということで、最低限を親子でやっていくということで聞いています。

議長 あちこち預かっておられましたが、残念ですね。
返された後の農地について、所有者が保全管理をするということですが、ちょっと問題ですね。

事務局 推進委員さんを通じて、次の借り手の話をしておりますが、特定の借受者に集中してもいけないので、分散の調整をしたいということで推進委員さんと話をしております。

議長 わかりました。
そのほかございませんか。特に発言がないようですので、以上で議案第74号の報告は終わります。

事務局 それでは、第75号の第1項について説明いたします。議案は14ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西1.2kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は3.3m²です。

申請人は、●●●持分1/3の●●●さん外2名です。

こちらが申請地で、先ほど3条第2項で申請がありました隣になります。

申立てによると、申請地は、平成11年に相続したが、隣接する●●●所有の公衆用道路●●●と一体的に利用しており、また、昭和58年12月頃舗装されたため、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、隣接する●●●所有のアスファルト舗装された公衆用道路●●●と一体的に利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項について説明いたします。

10月31日、●●●地区の農地パトロールの日に●●●会長さん、●●●職務代理さん、●●●委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西700mに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は917m²外4筆で、合計面積2,731m²です。

申請人は、●●●の●●●です。

こちらが申請地で、国道●●●号線と市道●●●線沿いにある山林に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は、平成12年に●●●の建設工事に伴う用地造成のため、用土採取用地として●●●が購入し、用土採取後は分譲住宅地として宅地造成の予定であったが、予定地内的一部で用地買収ができず宅地造成計画が一時中断し、その後、計画が再開されることなく現在に至る。

なお、申請地は、宅地造成計画当時に真砂土等で造成されており、その後20年以上にわたり放置されており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は真砂土等で造成されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は举手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案75号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時43分 閉会